

平成 25 年 1 2 月 1 日
農 林 水 産 部 農 村 振 興 課
(H25.12.4 一部修正)

土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱いについて

積算における資材の設計単価については、土木工事標準積算基準書及び土地改良事業等請負工事積算基準に基づき、「物価資料等を参考として、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額」とし現場持ち込み価格（現場着単価）を採用しているところですが、下記の建設資材について設計と実取引で乖離が発生していることから、当面の間、実態を把握の上、必要に応じて実取引にて変更契約できることとします。

記

1. 対象工事

- (1) 宮城県農林水産部及び宮城県土木部が所管する全ての工事
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初契約を締結する案件で、適用日以降に調達条件について協議する案件であること。

2. 対象資材

「土砂」、 「碎石」、 「捨石」、 「被覆石」 等とする。

3. 取扱いの概要

- (1) 上記建設資材を当初設計において現場着単価で積算を行っている工事で、施工計画に基づき、調達条件が異なる場合は、受注者からの協議により取引状況に応じて設計変更するものとする。
- (2) 上記資材搬入において、標準作業以外の作業（現場外の仮置き等）が生じる場合は、状況を確認し、必要に応じて実績に基づき計上することができるものとする。

4. 適用日

本運用は、平成 25 年 1 2 月 1 日から適用する。

4. 主な手続き

特記仕様書等に、取扱いの内容を記載する。